

[別紙1]

鳥取県リユース容器等活用支援事業補助金の 事務手続きについて

1. 交付申請提出 (1月29日まで)

○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

○この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは: 補助対象経費の支払いがすべて完了した日

○この補助金(交付金)においては、完了届の提出は必要ありません。

【事業が年度内に終わらない場合】

補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内)

○実績報告は、下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

【提出物】

- ・実績報告書(規則様式第3号) ・実施報告及び収支決算(様式第1号)
- ・補助対象経費の領収書等 ・口座振込依頼書

資料提出・問い合わせ先

生活環境部・循環型社会推進課

鳥取県鳥取市東町1丁目220

0857 - 26 - 7198 junkanshakai@pref.tottori.lg.jp